

25 陳情第 7 号

25陳情 第7号	三栄通りの車道幅員削減反対に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年月日	平成25年3月4日受理、平成25年3月8日付託
陳情者	新宿区三栄町 代表ほか10名
(要旨)	
1 三栄通りの無電柱化に伴う車道の幅員削減に断固反対する。 2 三栄通りの幅員は、車道歩道ともに現状通りとすること、即ち、車道6メートル及び両側の歩道各々2.5メートルを維持することを強く要請する。 3 区は、平成25年度の工事を開始する前に、道路の幅員について、住民との協議を開始し、住民との合意を得るよう要請する。	
(理由)	
1 住民等の車両による移動並びに物資輸送道路としての幅員確保の重要性 三栄通りは、三栄町及び坂町の細街路地域住民にとって唯一無二の幹線道路であり、日常生活物資の搬入搬出を担う重要不可欠な生命維持路線となっている。昨今物資輸送車両は人的物的経費削減から一時に大量の物資の輸送を確保するため大型化しており、これら大型車両による安全且つ迅速な作業を確保する上で、車道の幅員は現状の6メートルを引き続き確保する必要がある。	
2 日常生活における消防車両・緊急車両の通行及び消火・救助活動の確保 急速な高齢化に伴い緊急車両の出動・救援活動が増加しているところ、また、建造物の高層化に伴い大型消防車両・はしご車の大規模な出動に対応し得るような道路の幅員の確保こそ必要不可欠であり、これに逆行するような車道幅員の削減には同意できない。	
3 災害時における救助・避難及び救援物資輸送道路としての重要性 阪神淡路大震災、3.11大震災などの教訓から、災害地における人命救助、被災者の救出、救援物資の運搬、瓦礫・障害物の撤去等の手段として各種車両及び車両通行道路の確保の重要性が強く認識された。予想される首都直下型巨大地震の際も、徒歩による避難用の歩道の確保よりも車両或は鉄道による大量移動避難が有効的手段として確保される必要がある。道路の建設は、日常の遊覧の場ではなく常に災害を想定して行うべきものであり、三栄町通りは、沿道の老朽化建造物の崩壊による歩道の不通・遮断・閉鎖が発生することが明らかであり、その際幅員が広く障害物のない車道の存在は極めて重要である。区の防災計画では、種々人的協力や訓練を強調しているが、災害時における道路の確保の重要性についても自覚して三栄通りのような地区主要幹線道路の保	

守に視点を向けて欲しい。

4 計画の公開、住民の意見聴取、住民との協議並びに合意の必要性

区の大規模公共工事、就中、区民の生活に密接に多大の影響のある道路の形状・用途の変更等を意図する工事については、立案の初期段階より地域住民に広く公開し住民との協議並びに合意を得る必要があるところ、今次工事については、計画の詳細を三栄町並びに坂町の住民に公開することなく、また説明会・協議に付すことなく一方的に遂行し、昨年末突然工事の開始により住民の知るところとなったことは、極めて遺憾である。

昨年10月以来再三にわたる住民説明会及び協議の開催の申し入れに対し区道路課は公開会議の開催を拒否し続け、今年1月下旬に至りやっと説明会を催したが、幅員問題に関する協議については現在に至るも区側の拒否により行われておらず、住民との合意も成立していない。